

米子市下水道施設等  
包括的民間委託導入可能性調査業務  
公募型プロポーザル実施要領

米子市下水道部施設課

## 1 業務概要

### (1) 業務名

米子市下水道施設等包括的民間委託導入可能性調査業務

### (2) 業務の目的

米子市の下水処理場、ポンプ場、農業集落排水施設等を対象に、現在導入している「仕様書発注方式」による運転管理業務等の委託に対して、民間のノウハウや創意工夫を活用し、施設の維持管理の高度化及び効率化並びに費用の低減を目指した「性能発注方式」による包括的民間委託を導入した場合の効果等について、調査及び検討を行うことを目的とする。

### (3) 業務内容

別紙米子市下水道施設等包括的民間委託導入可能性調査業務仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

### (4) 業務処理期間

(1)の業務（以下「委託業務」という。）に係る契約の締結日の翌日から令和2年6月30日まで

### (5) 提案上限額

14,504,600円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

### (6) 選定方法

公募型プロポーザル方式

## 2 参加資格

委託業務について行うプロポーザル方式に係る手続（以下「プロポーザル手続」という。）に参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 令和元年度米子市建設工事入札参加資格者名簿（建設コンサルタントに限る。）に登録されていること。

(2) 法人格を有すること。

(3) 平成26年4月1日以降に、元請負人として履行した公共事業（法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人が発注するものを含む。）のうち、下水道の処理場及びポンプ場施設について、包括的民間委託の導入の可能性調査又は導入の支援に関する業務を受注した実績があること。

(4) 次のアからウまでに掲げる技術者であって、それぞれ当該アからウまでに掲げる要件に該当するものを、委託業務において配置することができること。

#### ア 管理技術者

① 技術士（上下水道部門（下水道））の登録を受けていること。

② 平成26年4月1日以降に発注された、下水道の処理場及びポンプ場施設について、包括的民間委託の導入の可能性調査又は導入の支援に関する業務を完了した実績を有すること。

#### イ 照査技術者

① 技術士（総合技術監理部門（下水道））の登録を受けていること。

② 平成26年4月1日以降に発注された、下水道の処理場及びポンプ場施設につい

て、包括的民間委託の導入の可能性調査又は導入の支援に関する業務を完了した実績を有すること。

ウ 担当技術者

担当技術者を1人以上配置すること。

- ① 技術士（上下水道部門（下水道））の登録を受けていること。
- ② 平成26年4月1日以降に発注された、下水道の処理場及びポンプ場施設について、包括的民間委託の導入の可能性調査又は導入の支援に関する業務を完了した実績を有すること。

- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (6) 米子市が定める指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

3 参加申込み及び選考

(1) スケジュール

日程	内容
令和元年10月15日（火）	公告[募集開始]
令和元年10月18日（金）	質問受付期限
令和元年10月23日（水）	質問回答日
令和元年10月25日（金）	参加申込書提出期限
令和元年11月1日（金） 予定	一次審査結果通知日
令和元年11月15日（金）	技術提案書の提出期限
令和元年11月25日（月） 予定	ヒアリング実施日
令和元年12月3日（火） 予定	二次審査結果通知日

(2) 参加申込書の提出

- ア 提出期限 令和元年10月25日（金）午後5時まで
- イ 提出部数 原本1部 写し1部
- ウ 提出場所 鳥取県米子市下水道部施設課施設維持担当
- エ 提出方法 持参又は郵送による。ただし、郵送による場合は、提出期限までに到着したものに限り、受け付ける。
- オ 提出書類 参加申込書（様式1）  
会社概要（様式2）

会社業務実績(様式3-1、3-2)  
業務処理体制書(様式4)  
配置予定技術者の経歴・実績書(様式5)

(3) 質問の受付及び回答

プロポーザル手続に関する質問は、提出書類の作成に関する事項に限り、受け付けるものとし、審査及び評価に関する質問は、一切受け付けない。

ア 質問の受付

(ア) 受付期限

令和元年10月18日(金)午後5時まで

(イ) 提出方法

質問書(様式6)を作成し、次の電子メールアドレス宛てに、電子メールにより提出すること。また、質問書を送信した場合は、7の問合せ先へ、電話によりその旨を連絡すること。

なお、電子メール以外の方法により提出された質問には、回答しない。

電子メールアドレス [shisetsu@city.yonago.lg.jp](mailto:shisetsu@city.yonago.lg.jp)

イ 質問への回答

提出された質問への回答を、米子市ホームページにおいて公表する。

公表日 令和元年10月23日(水)

(4) プロポーザル手続への参加の辞退

参加申込者は、プロポーザル手続への参加を辞退するときは、辞退届を提出しなければならない。

なお、プロポーザル手続への参加を辞退した者は、これを理由として、以後、不利益な取扱いを受けない。

(5) 一次審査

提出された参加申込書類について、参加資格及び審査基準に基づいて、一次審査を実施し、ヒアリングを実施する提案者(5社程度)を選定する。

一次審査の結果については、審査終了後、令和元年11月1日(金)頃に、参加申込者全員に対し、電子メールにより通知する。

【審査基準】

評価項目		配点
企業の評価	同種業務実績	10点
	米子市業務実績	
配置予定技術者の評価	人員配置	20点
	同種業務実績	
	手持ち業務件数	

(6) 技術提案書等の提出

一次審査の結果、ヒアリング実施提案者に選定されたものは、以下のとおり技術提案書等を提出すること。

ア 提出期限 令和元年11月15日(金)午後5時まで

- イ 提出部数 原本1部 写し11部 CD-R1枚（二次審査書類のみ）  
（原本は一次審査書類を含めて製本し、提出すること。）
- ウ 提出場所 鳥取県米子市下水道部施設課施設維持担当
- エ 提出方法 持参又は郵送による。ただし、郵送による場合は、提出期限までに到着したものに限り、受け付ける。
- オ 提出書類
- （ア）公募型プロポーザル業務技術提案書（様式7）
- （イ）技術提案書  
仕様書に基づき、次に掲げる事項について提案を行うこと。
- ① 委託業務内容の把握と着眼点
  - ② 委託業務実施方針について
    - ・委託業務方針
    - ・実施体制の選定理由
    - ・審査及び照査の方針
    - ・成果物の編集方法
  - ③ 調査計画提案とその解説
    - ・米子市の地勢及び地域課題を十分に理解した上で提案すること。
    - ・委託業務の趣旨を十分に理解した上で、計画全体の方針を定めること。
  - ④ 工程計画及び動員計画
    - ・適切な工程管理及び品質確保について  
適切な工程管理及び品質を確保するため、委託業務における動員計画、内容取りまとめにおける手順及び想定する項目について提案すること。
  - ⑤ その他追加提案等  
調査計画策定に当たり、米子市が提案する項目を含め、その他の追加提案があれば記述すること。米子市が提示する条件以外について、コスト効果の高い提案等があれば、記述することができるものとする。
- （ウ）参考見積書
- カ 特記事項
- ① 技術提案書等の提出時に、追加資料の提出を求められることがある。なお、当該追加資料の提出期限は、米子市の指定した日とする。
  - ② 提出された書類は、提出期限までの間、改変することができる。この場合においては、当該書類を一旦持ち帰り、改めて、改変後の書類を提出期限までに提出しなければならない。
  - ③ 提出期限後における書類の差し替え及び再提出は、原則として認めない。ただし、組織変更等があった場合における委託業務の処理体制の変更については、この限りでない。
  - ④ 技術提案書等の内容は、提案者が責任を持って履行することができる内容としなければならない。
  - ⑤ 仕様書に記載のない事項であっても、提案者の判断で必要と思われる事項があれば、積極的に記載するものとする。この場合において、当該事項に係る経費は、

参考見積額に含めなければならない。

⑥ 技術提案書等の作成に必要な資料として、下記の図書について閲覧を行うことができる。

- ・ 米子市公共下水道事業計画変更認可申請書（第21回変更）
- ・ 米子市公共下水道長寿命化計画（内浜処理場・皆生処理場・淀江浄化センター・中央ポンプ場・祇園ポンプ場・大谷ポンプ場・新加茂ポンプ場・上福原ポンプ場・西福原ポンプ場）
- ・ 米子市下水道ポンプ場・終末処理場地震対策策定業務報告書
- ・ 処理場及びポンプ場基礎調査資料
- ・ 米子市長寿命化計画（米子市青木内浜幹線）
- ・ 公共下水道不明水調査業務委託報告書（各業務）
- ・ 農業集落排水処理施設の統廃合計画（案）
- ・ 米子市下水道台帳管理システム構築業務委託報告書
- ・ 米子市下水道施設設備台帳システム構築業務委託報告書
- ・ 米子市公共下水道事業ストックマネジメント計画策定業務委託報告書

閲覧期間：プロポーザル手続に係る公告の日から技術提案書等提出期限の前日までの日（休日を除く。）の午前9時30分から午後4時30分まで

#### (7) ヒアリング

提案者による技術提案書についての補足説明及び質疑応答の機会としてヒアリング（40分）を実施する。

##### ア 内容

ヒアリングの内容及び時間配分は、次のとおりを予定している。

- ① 補足説明（30分）
- ② 質疑応答（10分）

##### イ 時期

令和元年11月25日（月）予定

日時・場所については、別途通知する。

##### ウ 出席者

当日のヒアリングに出席する者は、委託業務に直接携わる者であること。それ以外の出席者は認めない。また、補足説明は、管理技術者が行うこと。ただし、質疑に対する応答については、他の出席者が回答することを妨げない。出席可能人数は、最大4名までとする。

##### エ その他の事項

- (ア) 審査に当たって、提案内容を重視し、公平を期するため、補足説明をする際に電子機器は使用しないものとする。
- (イ) 補足説明終了の5分前に合図を行う。たとえ説明の途中であっても30分を経過した時点で説明は終了とする。
- (ウ) ヒアリング時に、技術提案等の提出時に添付していない資料等を新たに追加すること又は別途配布することをしてはならない。

#### (8) 二次審査

技術提案のヒアリングを実施した後、審査基準に基づき技術提案内容の評価を行う。提案内容を公平かつ客観的に評価し、最も優れた技術提案を行った者を優先交渉権者として選定する。また、次点者も併せて選定する。

審査結果については、審査終了後、令和元年12月3日（火）頃に全てのヒアリング実施選定者に対し、電子メールにより通知する。

【審査基準】

評価項目		配点
企業の評価	同種業務実績	10点
	米子市業務実績	
配置予定技術者の評価	人員配置	20点
	同種業務実績	
	手持ち業務件数	
計画提案内容	業務理解度	35点
	業務工程の妥当性	
その他追加提案	追加提案の内容	20点
ヒアリング評価	専門技術力	10点
	取組姿勢	
見積価格	見積価格の妥当性	5点
合 計		100点

4 契約の締結

(1) 契約締結時期 令和元年12月27日（金）【※予定】

(2) 契約締結の交渉

審査の結果選定された優先交渉権者と、委託業務の仕様の協議、確認等委託業務の処理に係る契約の締結のための交渉を行う。ただし、次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、次点者と当該交渉を行う。

ア 優先交渉権者が、審査後に、2に定める要件を満たさなくなったとき。

イ 優先交渉権者との間で当該交渉が成立しないとき。

ウ 優先交渉権者が、契約の締結を辞退したとき。

エ アからウまでに掲げる事由以外の事由により、優先交渉権者との間で契約を締結することができなくなったとき。

※ プロポーザル手続は、令和元年度12月補正予算の成立を前提とした準備手続であり、当該予算が成立しなかった場合は、当該契約を締結しない。なお、この場合において、プロポーザル手続に参加するための準備に要した費用について、一切補償しないものとする。

5 委託業務の範囲

委託業務に係る委託の範囲は、仕様書に定めるとおりとするが、米子市の判断により、契約の締結段階において、その範囲を変更し、又は優先交渉権者が提出した技術提案書

等の内容を追加することがある。

## 6 その他の留意事項

- (1) 次に掲げる場合は、プロポーザル手続に参加することができない。
  - ア 必要書類を提出期限までに提出しない場合
  - イ 提出された書類に虚偽の記載があった場合
  - ウ プロポーザル手続への参加に関して不正の行為又は公正さを欠く行為があった場合
  - エ 参考見積額が、14,504,600円を超える場合
- (2) 技術提案書の作成及び、提出並びにヒアリングへの参加等に係る一切の経費は、参加申込者の負担とする。また、提出された書類は、返却しない。
- (3) 業務処理体制書及び配置予定技術者の経歴・実績書に記載した配置予定技術者を変更する場合には、事前に米子市に届け出るものとし、その場合には変更後の技術者が変更前の技術者と同等以上の技術を有することを示す証拠書類（資格証明書、業務実績テクリス等）を添付すること。
- (4) 提出書類の著作権等の取扱いにおいて、提出書類に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。ただし、事業者選定結果の公表等において米子市がこの業務に関し必要と認める用途は、技術提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- (5) 技術提案書等の内容に関する責任は、参加申込者が負うものとする。
- (6) 参加に関して使用する言語は日本語、単位はSI単位、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (7) 参加申込者は、当該プロポーザルで知り得た情報等について他に漏らしてはならない。なお、その職を退いた後も同様とする。
- (8) 参加申込者が1社の場合でも審査を行い、審査基準に基づき採点した評価項目の合計点数が、配点の10分の6以上の得点を獲得すれば、優先交渉権者とする。
- (9) 参加申込者は、審査の経緯及び結果について、異議申立てを行うことはできない。
- (10) 米子市は、提出された技術提案書等を、参加申込者に無断で二次的に使用しない。
- (11) 令和元年度の支払限度額は、6,140,000円とする。

## 7 問合せ先

米子市 下水道部 施設課 施設維持担当

郵便番号 683-0834

鳥取県米子市内町172番地1

電話 0859-34-1379

ファクシミリ 0859-34-7522

電子メールアドレス shisetsu@city.yonago.lg.jp

## 別表

審査	提出書類	様式等	提出部数等
一次	参加申込書一式	参加申込書(様式1)	(紙媒体) 原本 各1部 写し 各1部
		会社概要(様式2)	
		会社業務実績(様式3-1、3-2)	
		業務処理体制書(様式4) ・配置予定の管理技術者、照査技術者及び担当技術者について記載すること。 ・担当技術者については、代表技術者1人を定めること。	
		配置予定技術者の経歴・実績書(様式5)	
二次	技術提案書	公募型プロポーザル業務・技術提案書(様式7)	(紙媒体) 原本 各1部 写し 各1部  (電子媒体) CD-R 1枚 ※二次審査書類のみ
		技術提案書(指定様式なし)	
		・3(6)オ(イ)①から⑤について記載すること。 ・原則A4判11ページ以内(図面等を含む)。文字サイズは、10.5ポイント以上とする。 ・図面等はA4として適宜挿入すること。 ・技術的提案に添付された図表及び写真については、技術的提案内容を補完するものとし、評価の加点要素とはならない。 ・略語及び専門用語には注釈を付ける等、分かりやすい文章とすること。	
	参考見積書	・指定様式なし ・参考見積書(消費税及び地方消費税に相当する額を含む額を記載) ・見積内訳書(参考見積書の内訳)	
	その他資料	・指定様式なし ・この実施要領に付随する意見、仕様書等に示される業務内容に対する代替案等があれば、提出すること。	

※審査毎に書類一式を製本し、提出すること。

※二次審査で提出する原本は、一次審査書類を含めて製本すること。